

第1講 行政法とは？ 行政に関する法の総体

(1)行政とは、統治作用から立法と司法の作用を除いた統治作用

行政は立法と司法の作用を行えない

(2)行政法は、行政事件の裁判で適用される規範を法として発見し宣言される法(判例法)と、不文法を条文で表した法(成文法)の形式で存在(行政法の法源)

判例法, 慣習法, 行政事例(行政先例法), 条理法

法律, 条例, 政令・規則・通達

(3)行政上の法関係を特別に規律する法が存在するとき、その法が特別法として一般法(民法)に優先し、特別法が存在しなければ一般法が適用される

行政法は特別法として、一般法に優先適用される

(4)すべて裁判権が司法裁判所に属している裁判制度の行政法は行政の司法的行為を司法権が裁判する司法審査の基準(手続法的行政法)、司法裁判所以外に行政裁判所を設置している行政法は、行政を裁判で適用される法によって規律(実体法的行政法)

行政の司法的行為が適正に行われたか

行政権の行使が適法に行われたか

つぎの事案を検討し、「行政」という統治作用を説明せよ

甲と乙は、ある家屋の所有権につき争っている。
甲がその家屋を使用して飲食店を営業しようとして、飲食店営業の許可をA県知事に申請した。

関連法律(条文)

食品衛生法52条1項 飲食店を営もうとする者は「都道府県知事の許可を受けなければならない」

注: 食品衛生法は食品行政および飲食店営業と食品の衛生管理などに関する条文を集めた法典

食品衛生法52条1項 の意味

飲食店を営もうとする者は「都道府県知事の許可を受けなければならない」

知事は飲食店営業の申請について許可を判断する
法52条1項の事務を行う

法律が定めた事務

権限

法律に定められた事務を
法律が定めた範囲で行わ
なければならない

甲が許可の要件
を満たしている

知事は許可しなければならない
(法52条2項)

国民の権利義務に関する定める立法権は議会の
みに属する(憲法41条)

法規
(法律の法規
創造力)

立法 行政は立法の作用を行えない

(1)法律の執行
(2)公共の安全と
社会秩序の維持

(1)法律の執行 食品衛生法52条1項の執行

